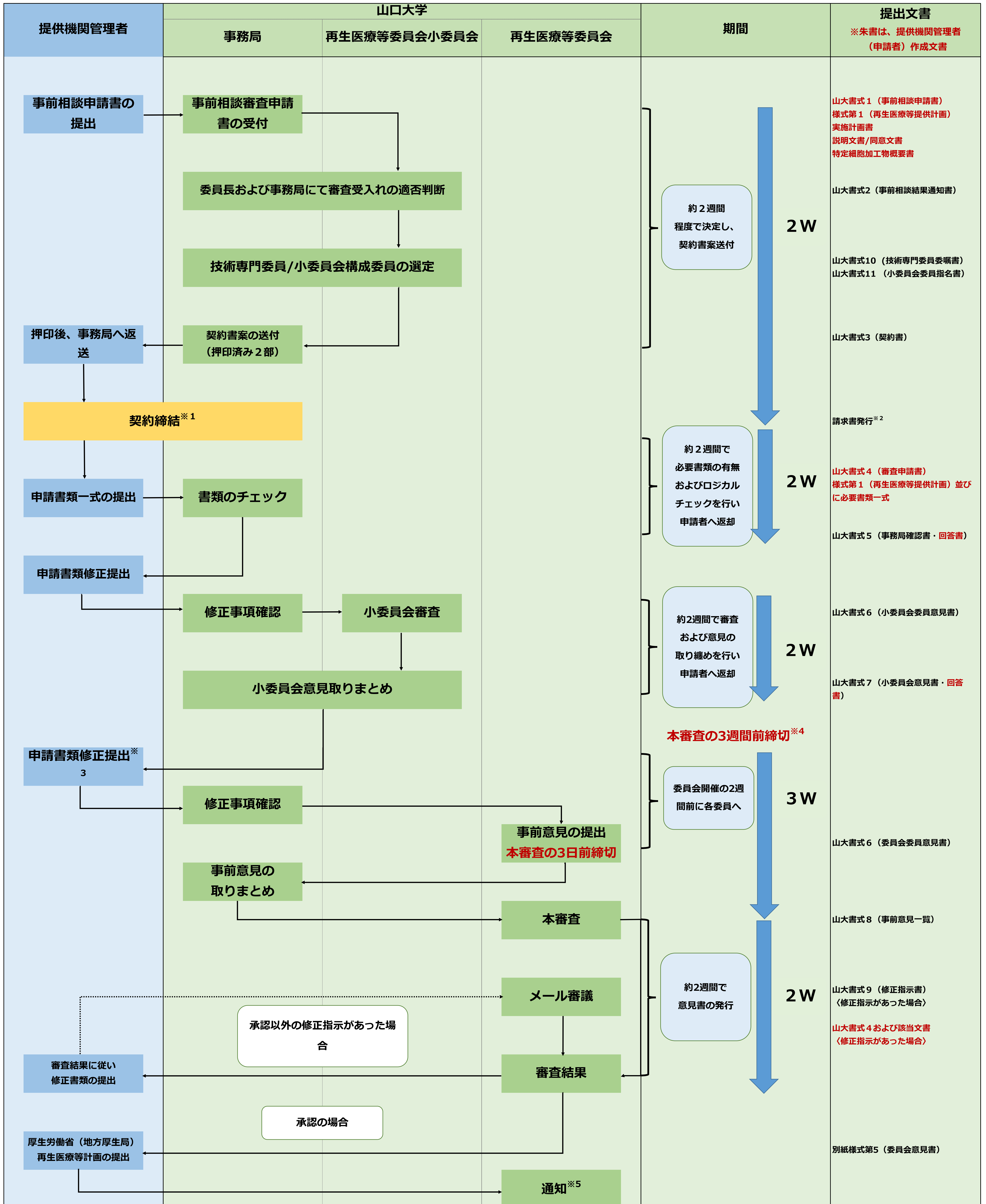


山口大学特定認定再生医療等委員会申請フロー図



※1 学内者は契約締結省略。

※2 審査日の前日までに納入のこと。学内者は、予算振り替えにて対応 (公的研究費の場合は、請求書の発行も可能)

※3 学内者は、この時点までに学内において利益相反審査を受けておくこと。

※4 新規申請以外については、書類の締め切りは本審査の3週間前とする。軽微でない変更申請の場合は、必要に応じ、事務局及び小委員会の確認を必要とするため一定程度の余裕を持って申請すること。

※5 学内者は、提供計画の受理がなされた後、IRBへ報告すること。